

○中村いてう後援会会則

(名称・所在地)

第1条 本会は「中村いてう後援会」と称し、事務局を岐阜県恵那市長島町中野4-1-4番地1 恵那文化センター内 公益財団法人恵那市文化振興会に置きます。

(目的)

第2条 本会は、中村いてうが多くの方々から愛される歌舞伎俳優として成長するように、会員の皆様と共に支援し、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するために必要な後援会の運営及び事業を行います。

(役員)

第4条 本会には役員として会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名、監事1名を置き、会の運営にあたります。なお、必要に応じて顧問、相談役を置くことがあります。

(会計)

第5条 本会の活動を円滑に進めるため、専用口座を設けます。

- 2 本会の経費は、会員の年会費及び寄付金、並びにその他の収入を持って充てます。
- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- 4 事業報告及び会計収支報告について、会報により会員にお知らせします。

(会員)

第6条 本会の趣旨に賛同し、入会手続きを完了した個人及び法人を会員とします。なお、入会時点で会則の内容を承諾しているものとします。

(会員の特典)

第7条 会員は下記の特典を受けることができます。

- ①中村いてうの活動を会報やSNSによりお知らせ。
- ②出演公演のお知らせ、優先可能なチケットの受付。
- ③観劇ツアー・講演会・座談会へのご案内。
- ④記念品、オリジナルグッズなどの特典販売。

(会費等)

第8条 年会費は下記のとおりとします。入会金はありません。

区分	年会費（1口）
個人会員	1,000円
法人会員	5,000円

（入会）

第9条 本会への入会は、入会申込書の提出と併せて年会費の納入が確認できたときからとします。

なお、会員資格の継続については、会員期限日の2か月前にご案内をいたします。

（退会）

第10条 本会の退会については、事務局へ退会の意思表示いただいたときとします。

2 本会は、会員が以下の理由に該当すると認めた場合は、退会いただきます。

（1）本会則に違反したとき。

（2）本会の会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

3 退会による納入済みの年会費及び寄付金の返還はいたしません。

（個人情報の取り扱いについて）

第11条 会員の個人情報については、会運営のために利用するほか、法令等に基づいて提出を求められた場合を除き、事務局において厳重に管理し、第三者への開示はいたしません。

（その他）

第12条 会則に定めのない事項は、役員会において決定します。

附 則

この会則は、令和3年6月26日から施行する。